

財務諸表の表示ディスカッション・ポイント(2009.11.26)

1. 包括利益の表示に関する検討

10月29日開催の企業会計基準委員会で、①包括利益の表示の導入、②適用範囲（個別財務諸表と連結財務諸表の両方に適用）、③包括利益の表示方法（1 計算書方式と2 計算書方式の選択を認める）の3点について暫定合意のための意思確認を行った。

意思確認の結果、上記提案に沿った方向で検討を進めることの暫定的な了解が得られたことから、財務諸表表示見直しの短期的な対応として検討を進めている。

これまでの検討経緯を踏まえ、今回から、公開草案の公表に向けた文案検討に入ることとしたい。

今回は、文案検討にあたり、次の論点を中心に審議することとしたい。

(1) 連結財務諸表における表示方法

連結財務諸表における包括利益の計算の表示方法について、IFRS での表示方法との類似性を重視し、「少数株主損益調整前当期純利益から開始し、これに「その他の包括利益（親会社株主に係る分と少数株主に係る部分との合計）」を加減して、包括利益を計算する方法」（従来の「2案」）を採用することでどうか。

(注) 前回までは、上記の方法のほか、「当期純利益から開始し、「親会社株主に係るその他の包括利益」を加減して「親会社株主に係る包括利益」を求め、これに「少数株主に係る包括利益」を加減して、包括利益を計算する方法」（従来の「1案」）も掲げていた。

(2) 適用時期

基準公表後、1年間程度の周知及び準備期間を設けることとし、平成22年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することでどうか。また、早期適用を認めることでどうか。

(3) 四半期財務諸表での取扱い

四半期財務諸表では、注記事項の開示を求めない、又は任意とすることでどうか。

2. 今後の審議予定

プロジェクト計画表に基づき、本年12月下旬を目途に包括利益の表示に関する公開草案を公表する方向で検討を進めている。なお、財務諸表表示専門委員会は、12月8日に開催予定である。

以上